

## 廣瀬先生からの条例案に対するコメント

### 1. 第3条 議会の活動原則

#### 「分かりやすい議会」

論点、争点を分かりやすく示すことは大事なことですが、その論点、争点は、あらかじめ存在しているのではなく、議会の中で充実した討議がなされる中で、はじめて発見されるものだと思います。また、解説的な分かりやすさよりも、討議の中で見えてくるから分かりやすいということが、議会に求められる分かりやすさであると考えます。このポイントを表現できないでしょうか。分かりやすい議会と、討議による論点、争点の発見、公開を別項目にすることも一つの方法かと思います。

#### 「質の高い議決（意思決定）」

議決責任を自覚し、充実した討議が質の高い意思決定につながるようにつとめることを、機関としての議会の活動原則にぜひ加えて欲しいと思います。

### 2. 第6条 会派

第1項と第2項が重なっているので、ひとつにまとめてしまって良いと思います。

### 3. 政策討議

これは、機能としての政策討議に積極的に取り組むという趣旨でしょうか。それとも、政策討議の場を置いてそこで政策提案などの活動を展開するという趣旨でしょうか。

後者であれば、会津若松市議会の政策討論会の規定などを参考にされると良いと思います。前者であれば、議案審議と区別して政策討議という機能の強化を規定することの趣旨をより明確にする必要があると思います。議会からの政策提案を活性化するために、というような文言が考えられるかと思います。

### 4. 調査活動

検査、調査活動というくくり方になっていますが、100条調査よりも使い勝手の良い、一定の権限にもとづいたものを創設しようという意図はありますか？

そうではないということならば、最良の意思決定を導くための当然の活動として、積極的に調査活動を行う。そのために調査会を設置することができる、といった規定が良いのではないかと考えます。また、検査よりも、評価という語を入れることで、広い意味でのチェック機能の充実を規定できるかと思います。

### 5. 通年議会

目的を絞らない方が良いと思います。議会活動の柔軟で最適なタイミングでの組み立てができることなど、提案には明記されていない効果も見込めますので。

### 6. 意見交換の場、議会報告会

「一般会議」という名称は市民には分かりにくいと思います。市民との意見交換の場を多様に設定するものとする、といった規定が良いのではないでしょうか。

議会報告会については、質疑だけではなく要綱で定めるべき事項は多々ありますので、詳細は要綱に定める、という規定で良いと思います。

### 7. 反問権

制約を設けない方向にぜひ努力してください。去年、いったん論点確認型で制定した京都府亀岡市議会は、今年の秋に、制約なしの反問権に切り替える条例改正を行っています。

### 8. 計画の議決

この夏施行の法改正で、基本構想、基本計画の両方を条例で議決事項化することが必要になりました。また、同じ法改正によって、20本ほどの分野別行政計画に関する法律において、基本構想に即するという条項が削除されていますので、それを補うような規定も欲しいところです。多治見市市政基本条例の、総合計画条項が参考になります。

### 9. 危機管理

議会の危機管理体制を整えること、危機から復旧に向けての各段階における議会の役割を確認しておくことは大切だと思いますが、28条の1項、2項は別な観点からも必要（あるいはあって当然）な機能なので、危機管理のための特別な場として設置するという趣旨なのであれば、そのための場の名前を含めて規定した方が位置づけが分かりやすいと思います。

### 10. 条例の見直し

4年に1度は必ず改選がありますから、そのタイミングでの、見直しや、条例についての研修などを規定すると良いのではないでしょうか。